

2022年5月1日

**ご主催者及び舞台技術スタッフの皆様へ**

**【高所作業時のフルハーネス型墜落防止用器具等の着用と器具持参のお願い】**

労働安全衛生法の一部改正に伴い、高さ2 m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な箇所での「フルハーネス型墜落防止用器具」の着用が義務化されました。つきましては労働安全衛生法施行令改正に伴い、有楽町よみうりホール内の舞台設営及び演出上他で高さ2 m以上の高所作業において下記のとおり「フルハーネス型墜落防止用器具」および「ヘルメット」等の着用をお願いします。

■ご主催者様へのお願い

- (1) 高さ2 m以上の箇所であって作業床を設けることができない際に高所作業に必要な「フルハーネス型墜落防止用器具」および「ヘルメット」等の着用の徹底をお願いします。
- (2) 高所作業に携わる作業様は、「フルハーネス型墜落防止用器具」および「ヘルメット」等を必ず作業様をご用意ください。  
※高所作業に必要な「フルハーネス型墜落防止用器具」および「ヘルメット」等の貸出は行いません。  
※ご主催者様から舞台技術スタッフを依頼する際に舞台・照明スタッフなど高所作業の可能性のある方へ「フルハーネス型墜落防止用器具」および「ヘルメット」等の持参をご依頼ください。
- (3) 高所作業に携わる可能性のある方は「フルハーネス型墜落防止用器具特別教育」を受講してください。  
※高所作業にあたり受講確認をする場合がありますので、必ず修了書をご携帯ください。

以上